

# 谷山第二地区 第21号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部  
谷山都市計画事務所  
〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地  
谷山支所 3階  
TEL099-269-2111(谷山支所)  
谷山第二地区係 TEL099-269-8436(直通)  
工事補償係 TEL099-269-8437(直通)  
谷山駅周辺整備係 TEL099-269-8435(直通)



仮屋田不動寺線（県農業試験場跡地付近）《写真①》



不動寺公園 《写真②》



不動寺公園 《写真③》

## 平成十八年度の執行状況

平成十二年度に始まりました谷山第二地区の仮換地交渉及び補償交渉は、平成十八年度も皆様方のご理解ご協力を得ながら進めてまいりました。また、工事期間中は、何かとご迷惑をお掛けしましたが、仮屋田不動寺線の一部《写真①》や、不動寺公園《写真②、③》などが完成いたしました。ご協力いただきありがとうございました。

なお、平成十九年三月末現在での進捗状況は  
○進捗率（事業費ベーリス）約62%

○ 借地権者定義

## 平成十九年度の予算について

となっております。

平成十九年度の谷山第一地区土地区画整理事業の予算は、二十三億三千三百四十九万一千円で次のとおり実施する予定です。

- 建物移転 10棟
  - 不動寺・試験場・本城・岩下地区の建物移転
  - 幹線道路築造 160m  
(御所下和田名線・辻之堂本城線)
  - 区画道路築造 800m  
(不動寺・試験場・本城地区の各一部)
  - 橋梁架設 1橋 (繪書場橋 (仮称))
  - 建物等調査 37棟、埋蔵文化財発掘調査など
  - また、公共下水道事業(谷山第一地区)の予算は一億九千百万円で次の工事を実施する予定です。
  - 陣之平川 200m

今年度も事業を円滑に進めることができますよう  
引き続き皆様方のご理解とご協力をよろしくお願ひ  
いたします。

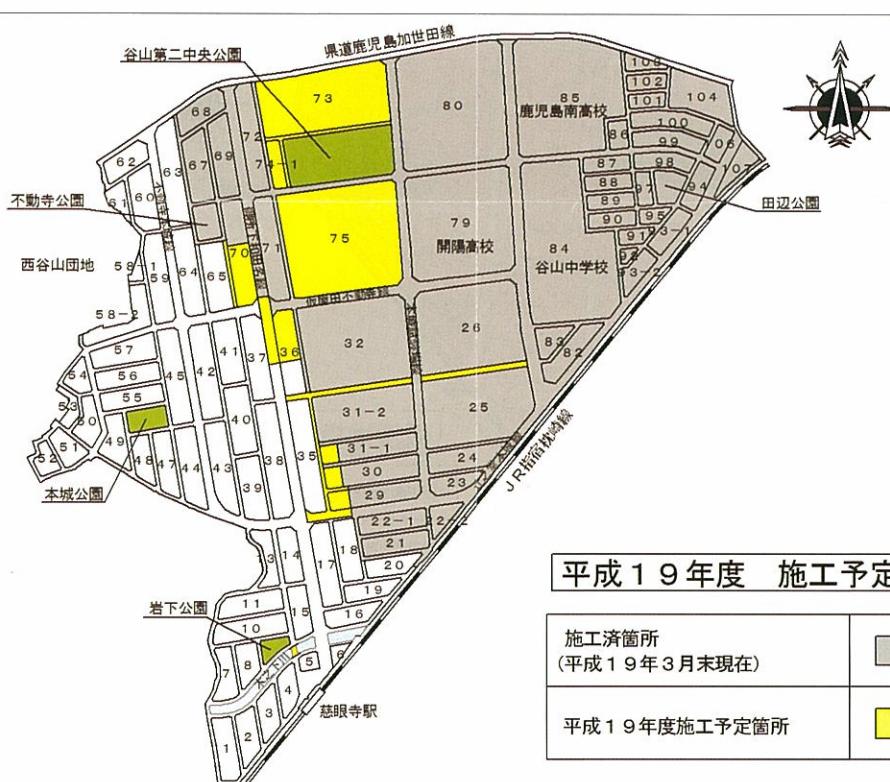
なお、今年度に施工を予定している箇所は、右下図のとおりです。

## 審議会委員の選挙について

谷山第一地区土地区画整理審議会委員の任期（5年）が平成十九年十一月十四日で満了となりますので、本年度、審議会委員の選挙を予定しております。今回選出していただく委員は、定数十五名のうち、十三名です。（定数のうち2名は、学識経験者から選挙によりらず市長が選任いたします。）

なお、詳細につきましては、次回発行予定の区画整理だより特集号にてお知らせいたします。

ます谷山第一地区土地区画整理審議会にて審議していただいくことになります。



## 五月五日（土）の大雨による浸水について

### 1 浸水状況

五月五日（土）の早朝、発達した低気圧の影響で強い雨が降り、左図の交差点付近において家屋への浸水が発生し、地域の方々には心配、迷惑をおかけしました。主な要因として、流れ出た軽石等が仮設水路の流入口をふさいだことなどが考えられます。

#### ○一時間降水量日最大値

午前四時三十分から五時三十分まで 69mm  
(下福元町錫山権現ヶ尾、五月の観測史上最大)

#### ○家屋の浸水状況

床上浸水二棟、床下浸水八棟、浸水（非住家）三棟

### 2 今後の対応

この地域では、現在、陣之平川（公共下水道）を年次計画に基づき整備を行っており、今年度施工予定の200mにつきましては、移転交渉等を早急に行い、工事の早期着工完成に努めます。また、市有地や空地を利用した遊水池（仮設）や、仮設水路の田舎通りを防ぐためのフィルターを設置するなどの対応を早急に行うとともに、工事の進捗にあわせて仮設水路の増設を行つなど一層の災害防止に向けた対応策をはかつてまいります。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、お気づきの点がございましたら、谷山都市計画事務所の『工事補償係』までお知らせ下さい。



※災害時の臨時駐車場を3箇所設置いたしました。

## 調査・測量などについて

調査、測量のため、市が委託したコンサルタントなどの調査員が、皆様の土地への立ち入りをお願いすることがあります。このような場合、調査員は谷山都市計画事務所が発行する身分証明書を持参しておりますので、お確かめのうえ、ご協力を

お願いいたします。また、皆様には、工事施工に際しまして大変ご迷惑をお掛けしておりますが、今後もご協力をお願ひいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、谷山都市計画事務所の『工事補償係』にお問い合わせ下さい。

お  
願  
い

次の場合は届け出て下さい



- 登記名義人が変わったとき。  
(登記簿謄本の写しを添付して下さい。)
- 住所を変更したとき。
- 代理人を定めたとき。
- 借地権の申告をするとき。  
(他人名義の土地に建物などを所有する人。)

○土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。  
(事前に許可を受けなければなりません。)

「このようないふな場合は、ただちに谷山都市計画事務所の『谷山第一地区係』に各申請書を届け出て下さい。

なお、補償費（仮住居、営業、家賃減収等）の支払いを受けている方が、売買等により登記名義を変えた時点で、補償費の支払いは出来なくなりますので、事前に谷山都市計画事務所の『工事補償係』にご相談下さい。

## 谷山地区連続立体交差事業などについて

谷山地区連続立体交差事業及び谷山駅周辺地区土地区画整理事業については、平成十八年七月七日に都市計画決定を受け、現在、都市計画事業認可の取得及び事業計画の決定に向けて取り組んでおります。谷山地区連続立体交差事業については、今年度、都市計画事業認可を取得した後、適宜、工事説明会等を開催し、仮線や側道に係る用地の買収、仮線敷設工事（慈眼寺山切部のり面工事）の着手と進めていく予定です。

谷山地区連続立体交差事業及び谷山駅周辺地区土地区画整理事業について、お尋ねになりたい方は、谷山都市計画事務所の『谷山駅周辺整備係』にお問い合わせ下さい。

### 谷山第一地区仮換地指定状況

